

# 新刊紹介

矢吹 晋著

『習近平の夢』（花伝社 2700円）

台頭する中国と米中露三角関係

相変わらず精力的に執筆活動  
を続ける著者の近作である。

一般に「習近平の夢」と  
は、中国共産党結党百周年の  
2021年に1人当たりGD  
Pを2010年の2倍に増や  
し、中華人民共和国成立百周年  
の2049年には中国を世界の  
先進国の水準に到達させる、と  
いうものであるが、著者はあえ  
てそれを「海洋強国の建設であ  
る」と、その姿を具体的に描く。

そして、2049年には「中  
国海軍はアメリカ海軍に次ぐ勢  
力になっている」（13頁）、一方  
では「いわゆる『一带一路』構  
想がひとまず実現し、中国の積  
極的な働きかけのもとでユーラ  
シア大陸の経済・政治上の再編  
もかつてないほどに進み、東は

西太平洋沿岸から西はバルト海  
や地中海に至る、ユーラシア大  
陸を横断した新しい経済協力区  
が形成され、中国はユーラシア  
大陸の政治と経済の中心、そし  
てユーラシア大陸と太平洋が出  
会う場所として、ユーラシア内  
陸部と海洋をつなぐ架け橋、さ  
らに東洋と西洋を結ぶ要衝と  
なっているであろう」（11頁）  
というのが著者の予見である。

しかし、それに続く本書の主  
要部分はその予見の検証ではな  
くて、その予見をはるか前方に  
掲げた上で、中国をとりまく目  
前の課題の分析である。トラン  
プ米大統領の登場、南シナ海に  
おける紛争、経済、政治権力の  
ありかた、朝鮮半島の核問題と  
南北統一…。

南北統一…。

これらをすべて取り上げる紙  
幅はないので、ここでは著者  
が力を入れている1、2の論点  
を、私見を交えて紹介したい。

まず南シナ海紛争について。  
著者はこう言う―中国の行為に  
日本が反対したことで、逆に中  
国、韓国から沖ノ鳥島が排他的  
経済水域をもつという日本の主  
張への反論（国連大陸棚限界  
委員会への両国の「口上書」、  
2012年）を招き、それが昨  
年7月の国際仲裁裁判所の判決  
に引用されたことで、中韓の沖  
ノ鳥島に対する反論が肯定され  
る形になった。

「つまり日本政府は、直接的  
利害関係のない南シナ海の『岩  
礁埋め立て』に干渉して、逆に、  
中国側の沖ノ鳥島埋め立て反対  
の意思を固めさせたのだ。実に  
愚劣極まりない。これはほとん  
ど『外交以前』の稚拙な愚行と  
いふべきであり、利害得失をま  
るで忘却した精神分裂的行動に  
比するほかない」（80頁）。

この論断はさていかなもの

か。著者にはその前提として、  
10年後の南シナ海の情勢を「パ  
ランスは確実に中国の優位性に  
傾く」（76頁）と見る判断があ  
り、そこからわが国には「直接  
的利害関係のない」南シナ海  
のために沖ノ鳥島に不利をもち  
すような行動を「稚拙な愚行」  
ときめつけているのであるが、  
南シナ海における現在の中国の  
拡張主義的行動に無言の承認を  
与えていいものか、大いに疑問  
がある。

そもそも水没寸前の沖ノ鳥島  
を「島」だと言いつのり、排他  
的経済水域を認めさせよとわめ  
いてコンクリートで固めた張本  
人は当時の石原慎太郎東京都知  
事である。多くの国民はうまく  
いけばそれに越したことはない  
といった程度の関心で、都知  
事のパフォーマンスを見てい  
ただけで、実のところは、「人  
が常住すること」「独自の経済  
活動が維持されること」といっ  
た「島」の条件には及びもつか  
ない小さな「岩」に何百カイリ



もの排他的経済水域が認められるとは、良識ある日本人は誰も思っていないのではないか。

それにしても、本書は南シナ海についての国際仲裁裁判所の501頁にも及ぶ判決の内容を詳細に分析し、紹介してくれている。これは本書の大きな特徴であり、著者の労を多としたい。

その判決は、いわゆる「九段線」に基づく南沙、西沙の島々に対する中国の主権的権利と管轄権の主張を「海洋法に違反するものであり、法的効力を持たない」とするフィリピンの主張を認めた。

これについて著者は、中国がもし「九段線」でなく、

1952年に結ばれた「日華平和条約」第2条を領有の根拠として主張したとすれば、仲裁裁判所はどのように裁いたか(137頁)、というユニークな問題提起をしている。

どういうことか。「日華平和条約」は「サンフランシスコ平和条約」(以下「サ条約」)の翌年に日本と台湾の中華民国との間に結ばれた第二次大戦の講和条約である。そしてその第2条はサ条約の第2条に基づき、日本が「台湾及び澎湖諸島並びに新南群島(注・南沙群島)及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが確認される」とある。

サ条約の第2条は日本が放棄する領土についての規定で、a 朝鮮半島、b 台湾及び澎湖諸島、c 千島と樺太南半部、d 委任統治領であった太平洋の島々、e 南極地域、と列挙し、fに「日本国は新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と

ある。

台湾と澎湖諸島を中国に返還することは、戦後の対日政策を最初に決めた米・英・中国の首脳によるカイロ宣言の「満州、台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ中国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコト」のくだりが、その後のポツダム宣言に引き継がれ、サ条約に結実し、さらに日華平和条約に引き継がれたものである。ただカイロ宣言の「中華民國に返還」という返還先が両条約にないのは、当時すでに中国大陸に中華人民共和国が生まれていたことによる。

著者の言うところは、日華平和条約の領土規定はもともと中華民国を暗黙裡に返還先と前提しているのであるから、これを中国が継承すれば日本が放棄した南沙、西沙群島は中国が返還先であると主張できるのではないかと、というのである。

しかし、私見を言わせてもらえば、この説は成立しない。両

条約を比較すれば直ぐわかることだが、日華平和条約では「台湾、澎湖諸島と新南・西沙」が並べられているが、そのもとなるサ条約ではb項とf項に分かれていて、これは両者の性格が違うからである。台湾、澎湖諸島は「日本国が中国人より盗取したる」ものであるが、南沙諸島は本書81頁の図版説明にもあるように、1933年にフランス政府が領有を宣言したのに対して、1938年に近衛内閣が「無主地先占」を主張して日本領とし、当時すでに日本領であった台湾の高雄県に繰り入れたのである。中国から盗んだとは言えない。

したがって、日華平和条約を持ち出すことは「歴史的に中国領であった」という主張をむしろ弱めるという判断から、中国はこの点については口を噤んでいるのであろう。

ともかくさまざまに刺激的な一書である。

(田畑光永・会員)